

調布市監査委員告示第 4 号

令和 5 年度第 1 回定期監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 6 年 3 月 29 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和5年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	行政経営部企画経営課
-----	------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 支出事務について	<p>一般財団法人調布市市民サービス公社運営費補助金に係る実績報告において、本来計上すべきでない同公社設立時に市が出捐した出捐金で生じた利息分を計上して収支計算書を作成しているものが見受けられた。</p> <p>調布市一般財団法人に対する助成等に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、一般財団法人調布市市民サービス公社設立時に市が出捐した出捐金で生じた利息分を計上し、収支計算書を作成したものです。</p> <p>調布市一般財団法人に対する助成等に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理を努めるよう課内周知を行うとともに、一般財団法人調布市市民サービス公社に対して、適正な会計処理を行うよう指導しました。今後は適正な事務処理に努めて参ります。</p>
(3) 契約事務について	<p>ア 予定価格が10万円を超える消耗品等の購入手続において、2者以上からの見積書を徴していないものが見受けられた。</p> <p>調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、主管課の処理方法マニュアルにおいて、予定額が10万円超から30万円未満の場合には2者以上から見積りを徴取するとなっているところ、予定価格が10万円を超える消耗品を購入する際に、2者以上からの見積書の徴取を失念したものです。</p> <p>調布市契約事務規則や契約事務の手引等に基づき適正な事務処理を行うよう、令和5年7月14日の課内会議にて周知しました。今後は、事務処理に際しては十分注意し、適正な事務処理に努めて参ります。</p>
(5) 人事管理について	<p>ア 時間外勤務等において、1箇月当たり100時間以上かつ年720時間を超える</p>	<p>本件について、令和4年度は、新たな総合計画や公共施設マネジメント計画の策定、返礼付</p>

	<p>時間外勤務を行っている職員及び日を単位とする年5日以上の子次有給休暇を取得できていない職員が見受けられた。</p> <p>調布市職員意識改革・働き方改革推進に関する方針等に基づき、実効性のある時間外勤務の縮減及び計画的な年次有給休暇の取得に努められるとともに、職員の健康管理にも配慮されたい。</p>	<p>きふるさと納税の導入等の新規業務に加え、既存業務についても繁忙を極め、年間を通して課員一人一人への負担が非常に大きかったと認識しています。</p> <p>令和5年度は、定時退庁日の徹底や業務効率化の取組を実施しており、時間外縮減に繋がっています。年次有給休暇の取得や課員の健康管理についても、積極的に声掛けを行うなど、十分に留意して対応して参ります。</p>
--	--	--

令和5年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	行政経営部財政課
-----	----------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 収入事務について	<p>ア 収入未済の繰越手続において、令和3年度に調定し収入未済となったものを翌年度に繰り越すために繰越調定額通知書を起票しているが、繰越調定額通知書を6月5日までに会計管理者へ通知しなければならないところ、期限を超えて通知しているものが見受けられた。</p> <p>調布市会計事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、繰越事業の未収入特定財源である地方債の繰越調定額通知書の提出を、本来、調布市会計事務規則第36条第2項に則り6月5日までに行うべきところ、6月15日に提出していたものです。</p> <p>繰越調定額通知書の提出遅延については、提出期限を「議会承認後に提出する」と誤認識していたことが要因であり、改めて会計事務規則を確認し、課内共有するとともに、6月1日に該当各課にも周知したところです。また、課内で使用している事務マニュアルに提出期限に関する記述を追記するなど、次年度以降の適正な事務処理の徹底に向けた対応を行いました。</p>
(3) 契約事務について	<p>イ 消耗品の購入手続において、見積書の納入期限が未記入のものが複数見受けられた。</p> <p>調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、事業者に対し納入期限を口頭では伝えていたものの、納入期限の記載が漏れてしまっていたものです。本件を踏まえ、今後は事業者に対し、伝えた納入期限を記載するよう徹底して参ります。</p>
(6) 所管例規について	<p>所管する例規において、規定内容に不備があるもの等が見受けられた。</p> <p>例規の定期的な見直しを励行し、適正な事</p>	<p>本件は、調布市営自転車競技条例等が長年にわたり活用されていない中で、現行法令等と一</p>

	務の執行に努められたい。	部 ^そ 齟 ^ご 齟が生じていたものです。今後、本条例の活用可能性の有無などを踏まえ、本条例のあり方について検討して参ります。
--	---------------------	--

令和5年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	行政経営部広報課
-----	----------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 収入事務について	<p>イ 市報ちょうふ広告掲載料において、平成29年度第1回定期監査の際に、覚書に定められた納付期限を過ぎて収納されているとの留意事項に対し再発防止策を徹底する旨措置を講じたにもかかわらず、改善されていない状況が見受けられた。</p> <p>覚書に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件については、これまで市が市報広告業務を請け負う事業者（以下「事業者」という。）に対し、納付書の納期限が過ぎた際には、広報課から電話連絡を行い、いつまでに納付が可能であるか確認や督促を行うことで歳入の確保に取り組んで参りました。しかし、市内事業者で広告業務を請け負うことが可能な事業者がいないことから、覚書に基づく事務処理を実施しておりませんでした。</p> <p>今後は、事業者に対して納期限の超過が発生しないよう改めて指導するとともに、市外事業者の選定も含め検討を進めて参ります。</p>
(3) 契約事務について	<p>ウ 契約課に契約締結依頼した委託契約において、契約締結依頼決定書の明細書（契約締結依頼）に鉛筆書きで新たな内容が追加され契約決定通知書の明細書（契約締結決定）と異なっているもの、見積書の日付が見積期限後であるものが見受けられた。</p> <p>調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件の鉛筆による明細書の記載については、次年度の備忘録として記載し、起票のミスが発生しないよう綴っておりましたが、今後このような事象が発生した際は、別に綴るなど対応し、正しく起票された帳票を綴るようにします。</p> <p>また、見積書の日付については、業者に見積書の提出を依頼する際に、見積期限内の日付で提出するよう依頼します。</p>

<p>(4) 文書事務について</p>	<p>ア 通知を受けた助成金の收受手続において、課收受印の押印及び文書番号の記載がないものが見受けられた。</p> <p>調布市文書管理規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件については、補助金の通知などの文書をはじめ、改めて文書收受を徹底したうえで起案を回付するよう令和5年7月14日に課内周知しました。</p>
<p>(5) 人事管理について</p>	<p>イ 職員及び会計年度任用職員が災害事故休暇等を取得する際に必要な証拠書類において、証拠書類の提出を求めることなく休暇を承認しているものが見受けられた。</p> <p>調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件については、災害事故休暇の際の遅延証明書や会葬礼状などの証拠書類の収集を失念していました。証拠書類の収集をはじめ、調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に努めて参ります。</p>
<p>(6) 所管例規について</p>	<p>所管する例規において、規定内容に不備があるもの等が見受けられた。</p> <p>例規の定期的な見直しを励行し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>本件については、現在使用していない例規であったため、見直しを行い、令和5年7月1日付けで不要な例規2件（調布市庁内報発行事務取扱要綱、調布市新世代地域ケーブルテレビ施設整備費補助金交付要綱）を廃止しました。</p>

令和5年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	行政経営部デジタル行政推進課
-----	----------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(4) 文書事務について	<p>イ 宿泊出張命令書に係る事務処理において、決裁年月日が空欄のものが見受けられた。</p> <p>調布市文書管理規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、担当者が決裁年月日の記入を失念したものです。</p> <p>監査結果について、令和5年7月13日の課内事務打合せにおいて周知徹底し、適正な事務処理に努めて参ります。</p>